

第五八回

参第一号

簡易郵便局法を廃止する法律（案）

簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）は、廃止する。ただし、同法の規定（第四条及び第五条ただし書の規定を除く。）は、この法律の施行の際現に効力を有する廃止前の簡易郵便局法第四条第一項の規定による委託契約及びこれに基づく委託事務については、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の簡易郵便局法第四条第一項の規定による委託契約に基づく委託事務に関するこの法律の施行後における必要な経過措置については、郵政省令で定める。
- 3 郵政大臣は、この法律の施行に伴い国民が郵政事業の役務の利用につき支障をきたすこととならないように、郵便局の設置その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

理 由

郵政事業の使命にかんがみ、簡易郵便局制度を廃止して国が直接その役務を提供することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。